

駐車監視員活動ガイドライン

【立川 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考	
立川市	1	市道	緑川通り	曙町3-8先	曙町1-22先	8-22	
	2	市道	南口大通り	JR立川駅南口交差点	柴崎町3-13先立川高校西交差点	8-22	
	3	市道	立川南通り	柴崎町2-8先	錦町3-2先立川市役所入口交差点	8-22	
	4	市道	すずらん通り／やすらぎ通り	JR立川駅南口交差点	錦町1-9先立川職業安定所前交差点	8-22	
	5	市道	諏訪通り	JR立川駅南口交差点	柴崎町1-5諏訪神社先	8-22	
	6	市道	ウインズ通り	JR立川駅南口交差点	錦町1-6先錦町一丁目交差点	8-22	
	7	市道	昭和記念公園通り	曙町2-2先	曙町1-11先	8-22	
	8	都道2号	五日市街道	若葉町2-55先	西砂町3-22先	8-22	

国 立 市	9	都道146号	大学通り	JR国立駅南口交差点	JR谷保駅北口交差点	8-22	
	10	市道	富士見通り	JR国立駅南口交差点	西2-25先郵政研修所前交差点	8-22	
	11	都道145号	旭通り	JR国立駅南口交差点	東2-12先東二丁目交差点	8-22	
	12	市道	さくら通り	富士見台1-36先	富士見台4-17先	8-22	
	13	国道20号	甲州街道	谷保4296番先	谷保9545番先	8-22	

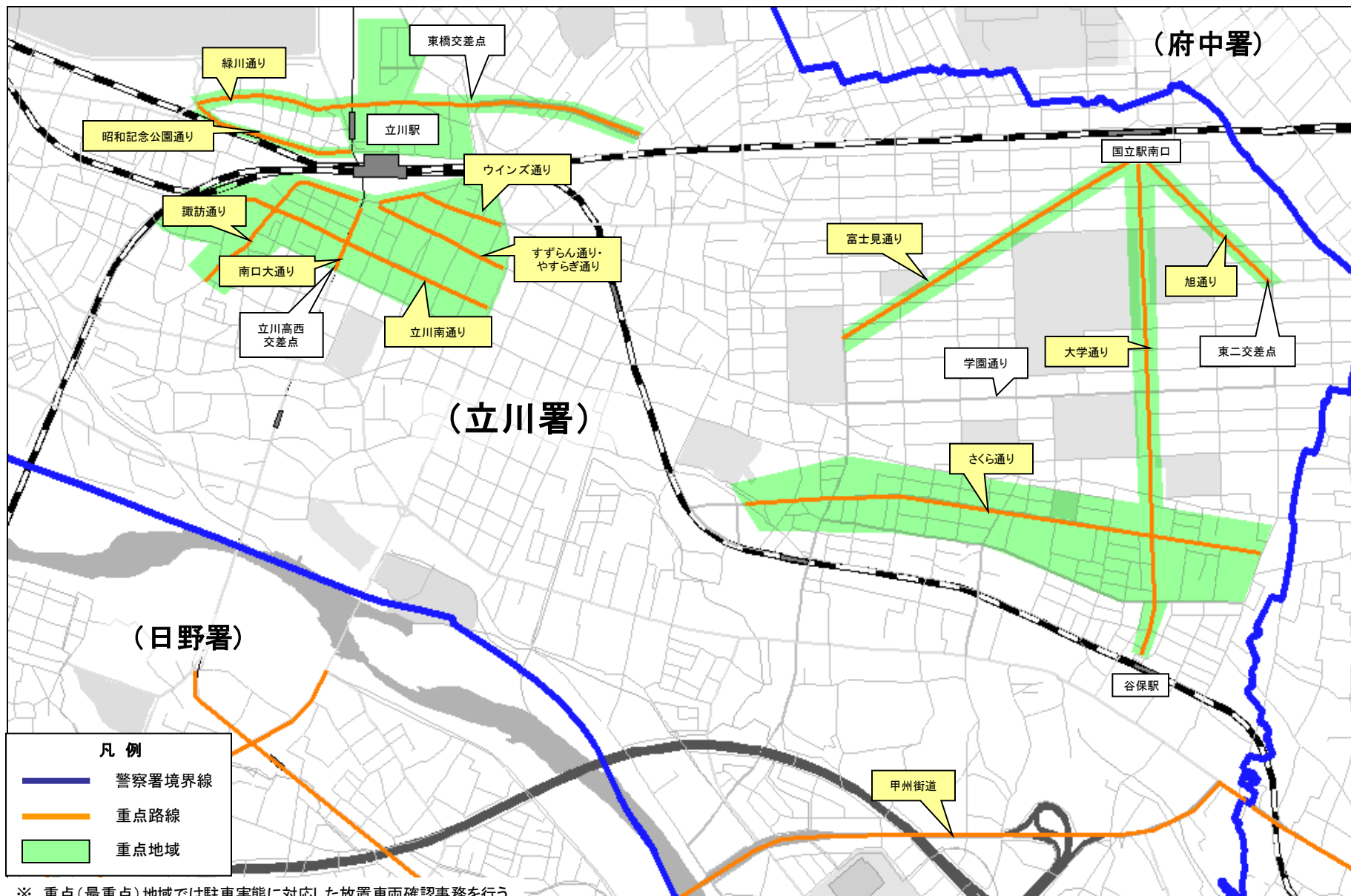
重点地域

◎ 重点地域

No		重点時間帯	備 考
1	重点路線(緑川通り、南口大通り、立川南通り、すずらん通り/やすらぎ通り、諏訪通り、ウインズ通り、大学通り、富士見通り、旭通り、さくら通り、昭和記念公園通り)周辺	8-22	
2	曙町2丁目(立川駅及びファーレ立川周辺)及び周辺	8-22	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	JR立川駅周辺	8-22	



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。